

施行 平成19年4月1日
中部学生ヨット連盟

中部学生ヨット連盟規約
第一章 総則

(名称)

第1条 本連盟は中部学生ヨット連盟（以下連盟という）と称する

(連盟範囲)

第2条 連盟は、中部水域（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県）にある在中大学とする

(目的)

第3条 連盟は中部水域の学生ヨット界を代表し、全日本学生ヨット連盟規約に基づき、ヨット競技等を通じて、中部及び全国の学生相互の調和、親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条

1. 連盟主催、主管、及び公認のヨット競技等の開催
2. 各大学ヨット部間の親睦及び行事等の協力
3. 他団体の公式行事への協力
4. その他連盟が認めた必要とする事業

(組織と加盟資格)

第5条

1. 連盟は、加盟各大学ヨット部をもってこれを組織する
2. 各大学ヨット部は、次の条件をすべて備えなければならない
イ. 各大学ヨット部は全日本学生ヨット連盟規約第五条加盟資格を満たしていなければならない
ロ. 加盟に際し、当連盟のみに加盟が認められる場合もある

(競技出場資格)

第6条

1. 全日本学生ヨット連盟規約第六条に基づくものとする
2. 出場に際し連盟が認める場合もある
3. 全日本学生ヨット連盟主催の大会出場資格は、連盟によって指定された大会で上位の成績を残し、且つ連盟の推薦を受けなければならない

(所属)

第7条 連盟は、全日本学生ヨット連盟に中部水域として所属する

(加盟及び所属)

第8条

1. 連盟への加盟及び除名は、連盟学連会議の場において決定する
2. 連盟に加盟が決定した大学は全日本学生ヨット連盟への加盟推薦するものとする
3. 連盟の除名が決定した大学は全日本学生ヨット連盟に報告するものとする

第二章 加盟大学の義務

(総則)

第9条 全日本学生ヨット連盟第10条、第11条を遵守しなければならない

(分担金の納入義務)

第10条 加盟大学は、連盟分担金及び全日本学生ヨット連盟分担金を期日までに納入しなければならない

(行事参加の義務)

第11条 1. 加盟大学は、連盟の関係する行事には特別の理由がない限り優先的に参加しなければならない
2. 連盟の関係する行事に特別の事情もなく参加しなかった加盟大学は連盟の主催・主管及び公認のヨット競技に参加できなくなる場合がある

第三章 連盟役員

(連盟の組織)

第12条 連盟は以下の役員により構成する

全日本学生ヨット連盟副会長	1名	
顧問	若干名	
会長	1名	
副会長	1名	
理事	若干名	
競技役員	若干名	
女子会長	1名	
女子副会長	1名	
委員長	1名	(学生)
副委員長	若干名	(学生)
書記	若干名	(学生)
会計	若干名	(学生)
委員	各大学 (若干名)	(学生)

(会長)

第13条 1. 会長は連盟を代表し、連盟の運営全般を総括するものとする
2. 退任した連盟会長は、後任の会長が選出されるまで連盟会長としてその職務を行うものとする

(副会長)

第14条 1. 連盟副会長は会長を補佐し、連盟会長が職務を遂行できなくなった場合その職務を代行するものとする
2. 退任した連盟副会長は、後任の副会長が選出されるまで連盟副会長としてその職務を行うものとする

(委員長)

- 第15条 1. 委員長は各大学学連役員を代表し、学連会議の決定を執行するものとする
2. 退任した委員長は後任の委員長が選出されるまで委員長としてその職務を行うものとする

(副委員長)

- 第16条 1. 副委員長は、委員長がこれを指名するものとする。ただし、1名は同学年以下のものを指名するものとする
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できなくなった場合、その職務を代行するものとする

第四章 学連会議

(学連会議・議決権)

- 第17条 学連会議は委員長が招集し、委員長が議長として議事を主宰するものとする
第18条 連盟学連会議での議決権は、各大学委員一票とするものとする

第五章 会計

(会計)

- 第19条 連盟の運営は、各大学の分担金によるものとする
(分担金納入期限)
第20条 加盟大学は、連盟分担金及び、全日本学生ヨット連盟分担金を毎年3月31日までに連盟に納入するものとし、全日本学生ヨット連盟分担金については連盟が一括して全日本学生ヨット連盟へ納入する

(会計年度)

- 第21条 連盟会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第六章 賞罰

(表彰)

- 第22条 連盟に所属するもので連盟学生会議において連盟に貢献があったと決議されたものは会長がこれを表彰する

(除名または権利の停止)

- 第23条 連盟に所属するもので連盟学連会議において、連盟に重大な迷惑をかけたと決議されたものは会長がこれを除名またはその権利を停止するものとする

附則

1. この規則は平成19年4月1日から施行する
2. 平成18年規約は、この規約の施行と同時に廃止する